



山形県公報

平成16年6月22日(火)
第1552号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                       |                   |     |
|-----------------------|-------------------|-----|
| 国土調査の成果の認証.....       | (農村計画課) ...       | 781 |
| 同 .....               | (同) ...           | 782 |
| 同 .....               | (同) ...           | 同   |
| 同 .....               | (同) ...           | 同   |
| 同 .....               | (同) ...           | 783 |
| 土地改良区の管理規程の変更の認可..... | (庄内総合支庁農村計画課) ... | 同   |
| 土地改良区の定款変更の認可.....    | (同) ...           | 同   |
| 同 .....               | (同) ...           | 784 |
| 県道の供用の開始.....         | (庄内総合支庁建設総務課) ... | 同   |
| 同 .....               | (同) ...           | 同   |

### 教育委員会関係

#### 告 示

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 山形県教育委員会6月定例会の招集..... | 同 |
|-----------------------|---|

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                                                                               |     |
|-------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することができる施設)の一部改正..... | 785 |
| 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正.....                             | 同   |

### 公 告

|                |             |     |
|----------------|-------------|-----|
| 一般競争入札の公告..... | (管財課) ...   | 同   |
| 同 .....        | (教育委員会) ... | 787 |

### 正 誤

## 告 示

山形県告示第681号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成16年6月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 調査を行った者の名称  
村山市
- 2 調査を行った期間

平成14年5月7日から平成16年2月12日まで

- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
村山市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字本飯田、大字土生田の各一部
- 5 認証年月日  
平成16年6月14日

山形県告示第682号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成16年6月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 調査を行った者の名称  
東根市
- 2 調査を行った期間  
平成14年5月7日から平成16年3月11日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
東根市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字東根の一部
- 5 認証年月日  
平成16年6月14日

山形県告示第683号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成16年6月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 調査を行った者の名称  
大江町
- 2 調査を行った期間  
平成14年5月7日から平成16年3月25日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
大江町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字橋上、大字十八才、大字月布、大字貫見の各一部
- 5 認証年月日  
平成16年6月14日

山形県告示第684号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成16年6月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 調査を行った者の名称  
金山町
- 2 調査を行った期間  
平成14年5月7日から平成16年3月22日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
金山町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字下野明、大字安沢の各一部

- 5 認証年月日  
平成16年6月14日

## 山形県告示第685号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成16年6月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 調査を行った者の名称  
白鷹町
- 2 調査を行った期間  
平成14年5月7日から平成16年3月5日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
白鷹町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字佐野原の一部
- 5 認証年月日  
平成16年6月14日

## 山形県告示第686号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成16年6月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良区の名称  
八沢川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市大字大山字中道92番2
- 3 変更に係る管理規程の名称  
菅野代頭首工管理規程
- 4 変更に係る管理規程の概要
- (1) 頭首工の管理者を理事長とせず、管理者の名称を頭首工管理責任者としたこと。
  - (2) 頭首工管理責任者がこの規程に定めない事項を処理しようとするときあらかじめ承認をする者、緊急に措置をしたものについて報告を受け、その後の処置について指示を行う者及びかんがい期において頭首工の水位が標高181.8m以下に低下するおそれがある場合に、その水位及び頭首工地点における取水状況について報告を受け、頭首工管理責任者に指示を行う者を理事長としたこと。
  - (3) 取水量の正確を期するための量水標地点の流量測定の回数を年2回としたこと。
- 5 認可年月日  
平成16年4月30日

## 山形県告示第687号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。  
平成16年6月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良区の名称  
月光川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
飽海郡遊佐町大字遊佐町字京田36番地
- 3 認可年月日  
平成16年4月1日

## 山形県告示第688号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成16年6月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良区の名称  
日向川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
飽海郡八幡町市条字村ノ前68番地の1
- 3 認可年月日  
平成16年5月24日

## 山形県告示第689号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年6月22日から同年7月5日まで縦覧に供する。

平成16年6月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 酒田鶴岡線
- 2 供用開始の区間 酒田市京田二丁目93番1から  
同 錦町五丁目32番80まで  
酒田市錦町三丁目5番31から  
同 5番39まで
- 3 供用開始の期日 平成16年6月22日

## 山形県告示第690号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年6月22日から同年7月5日まで縦覧に供する。

平成16年6月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 宮野浦坂野辺新田線
- 2 供用開始の区間 酒田市錦町三丁目5番20から  
同 5番25まで
- 3 供用開始の期日 平成16年6月22日

## 教育委員会関係

### 告 示

## 山形県教育委員会告示第7号

山形県教育委員会6月定例会を次のとおり招集した。

平成16年6月22日

山形県教育委員会  
委員長 安 孫 子 博

- 1 招集の日時 平成16年6月24日（木）午後1時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題  
(1) 山形県公文書公開実施要綱の廃止について



## 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件

| 場 所                                   | 日 時                        | 入札に付する物件                                                                                                         |
|---------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長井市高野町二丁目3番1号<br>置賜総合支庁西庁舎 301会議室     | 平成16年 7月26日(月)<br>午前10時    | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝字神明一2468番 8<br>土地及び建物<br>宅 地 371.31平方メートル<br>住宅建 73.70平方メートル<br>雑屋建 14.90平方メートル                       |
|                                       | 平成16年 7月26日(月)<br>午後 1時30分 | 長井市清水町一丁目1881番 4<br>土地及び建物<br>宅 地 331.81平方メートル<br>住宅建 120.22平方メートル                                               |
|                                       | 平成16年 7月29日(木)<br>午前10時    | 長井市ままの上2073番 6、同2054番 3、同<br>2073番 8、同2054番 7<br>土地及び建物<br>宅 地 194.50平方メートル<br>住宅建 64.89平方メートル<br>雑屋建 4.95平方メートル |
| 西置賜郡小国町大字小国小坂町二丁目<br>70番<br>小国町役場 庁議室 | 平成16年 7月30日(金)<br>午後 1時30分 | 西置賜郡小国町大字小国小坂町一丁目71番<br>1<br>土地及び建物<br>宅 地 324.76平方メートル<br>住宅建 85.05平方メートル<br>雑屋建 6.56平方メートル                     |
| 山形市松波二丁目 8 番 1 号<br>山形県庁 601会議室       | 平成16年 8月 2日(月)<br>午前 9時30分 | 上山市金生一丁目 6 番 5<br>宅 地 790.77平方メートル                                                                               |
|                                       | 平成16年 8月 2日(月)<br>午前11時    | 天童市天童中二丁目 9 番 3、同 9 番12<br>宅 地 551.27平方メートル                                                                      |
|                                       | 平成16年 8月 2日(月)<br>午後 1時30分 | 南陽市櫛塚字季ノ木1601番 3<br>田(現況は宅地)<br>804.71平方メートル                                                                     |
| 東田川郡三川町大字横山字袖東19番地<br>1<br>庄内総合支庁 入札室 | 平成16年 8月 4日(水)<br>午後 1時30分 | 鶴岡市長者町20番 2<br>宅 地 335.65平方メートル                                                                                  |

## 2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者

## 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

## 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上

## 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効である。

## 6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                                                                     | 場 所                                   | 日 時                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------|
| 西置賜郡白鷹町大字鮎貝字神明一2468番8<br>土地及び建物<br>宅 地 371.31平方メートル<br>住宅建 73.70平方メートル<br>雑屋建 14.90平方メートル                    | 長井市高野町二丁目3番1号<br>置賜総合支庁西庁舎 301会議室     | 平成16年7月8日(木)<br>午前10時    |
| 長井市清水町一丁目1881番4<br>土地及び建物<br>宅 地 331.81平方メートル<br>住宅建 120.22平方メートル                                            |                                       |                          |
| 長井市ままの上2073番6、同2054番3、同<br>2073番8、同2054番7<br>土地及び建物<br>宅 地 194.50平方メートル<br>住宅建 64.89平方メートル<br>雑屋建 4.95平方メートル |                                       |                          |
| 西置賜郡小国町大字小国小坂町一丁目71番<br>1<br>土地及び建物<br>宅 地 324.76平方メートル<br>住宅建 85.05平方メートル<br>雑屋建 6.56平方メートル                 | 現 地                                   | 平成16年7月9日(金)<br>午後1時30分  |
| 上山市金生一丁目6番5<br>宅 地 790.77平方メートル                                                                              | 山形市松波二丁目8番1号<br>山形県庁 601会議室           | 平成16年7月12日(月)<br>午前10時   |
| 天童市天童中二丁目9番3、同9番12<br>宅 地 551.27平方メートル                                                                       |                                       |                          |
| 南陽市桐塚字李ノ木1601番3<br>田(現況は宅地)<br>804.71平方メートル                                                                  | 南陽市赤湯791番1<br>南陽市中央公民館 小会議室           | 平成16年7月13日(火)<br>午後1時30分 |
| 鶴岡市長者町20番2<br>宅 地 335.65平方メートル                                                                               | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番地<br>1<br>庄内総合支庁 入札室 | 平成16年7月14日(水)<br>午後1時30分 |

(1) 郵便による入札は、認めない。

(3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課(電話023(630)2065)に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立酒田東高等学校仮設校舎の賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成16年6月22日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)  
(1) 日 時 平成16年7月8日(木) 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立酒田東高等学校仮設校舎の賃貸サービス 一式  
(1) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。  
(3) 契約期間 平成16年7月9日から平成19年3月31日まで  
(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (3)契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第124条第2号に規定する資格を有する者として同規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 当該賃貸物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明できること。
- (3) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (4) 8の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁総務課施設整備係 電話番号023(630)2861

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、仕様書その他必要な書類（以下「仕様書等」という。）を平成16年6月30日(水)正午までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 行  |
|------------|-----------|-----|----|
| 平成13. 6.15 | 第1247号    | 564 | 28 |

誤

「

山形市桜町7番17号

を

」

山形市青柳1800

に、

」



正

|            |   |
|------------|---|
| 山形市桜町7番17号 | を |
| " 2番68号    |   |

|           |    |
|-----------|----|
| 山形市青柳1800 | に、 |
| " 桜町2番68号 |    |

|            |        |     |    |                |                        |
|------------|--------|-----|----|----------------|------------------------|
| 平成16. 6.11 | 第1549号 | 744 | 21 | 7431- 1        | 7431- 1 (次の図に示す部分に限る。) |
| 同          | 同      | 同   | 32 | (「次のとおり」は、省略し、 | (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、  |

平成16年6月22日印刷  
平成16年6月22日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056